

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年5月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700437号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800008号

第1 結論

昭和42年*月から昭和44年3月までの請求期間、昭和54年7月から同年11月までの請求期間及び昭和57年10月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年*月から昭和44年3月まで
② 昭和54年7月から同年11月まで
③ 昭和57年10月から昭和58年3月まで

請求期間①について、私はA市の大学に通っていたが、私の母は私がB職の次男で保障もないからということで色々と積立などしてくれていた。おそらく実家のあるC市で国民年金の加入手続と国民年金保険料納付をしてくれたと思う。

請求期間②について、家庭の事情で退職して勤務地のD市から実家のあるC市に昭和54年7月に戻った。再就職する予定はなかったため、C市役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を納めていたはずである。

請求期間③について、昭和54年12月に、再就職することとなり、C市からE市F地区に転居したのち、昭和57年10月から現在住んでいるG市に移り住んだ。G市に転居した際に、妻の国民年金手帳を市役所に持参し、住所変更手続を行っており、このときに私の国民年金保険料も納付していたはずである。

請求期間①、②及び③について、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、調査の上、保険料納付済期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求者の母が、実家のあるC市で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしていたのではないかと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする母は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出(管理)簿により、請求期間①について、C市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者の母親がC市において国民年金の加入手続を行ったとする国民年金手帳記号番号が、請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入手続は、行われていなかったものと考えられる。

さらに、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(*)は、当該記号番号前後の番号を払い出された者の被保険者資格取得(国民年金の加入手続)時期及び請求者に係るG市の国民年金被保険者名簿(受付年月日欄「昭和58年6月2日」)から、G市において昭和58年6月頃に払い出されたものであると推認され、この頃に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和57年10月1日に遡って、国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられることから、請求期間①は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、保険料を納付することができない期間となっている。

加えて、請求期間①について、請求者は、実家のあるC市のH郵便局で国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたのではないかと陳述しているものの、C市は、請求期間①当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、郵便局ではできなかった旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、昭和54年4月から昭和55年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す、I銀行の領収印のある国民年金保険料領収証書(写)があるため、請求期間②の保険料納付をしていたはずであるとしている。

しかしながら、当該領収証書(写)からは、請求者の氏名、住所及び国民年金手帳記号番号が確認できないことから、当該領収証書(写)が請求者のものであるかは不明である上、請求者が厚生年金保険被保険者期間(厚生年金保険加入中の期間)である昭和54年の「4. 5. 6月 9,900円」の領収印欄に領収印と思われる印影が確認できる。

また、前述のとおり、請求者の国民年金手帳記号番号は、G市において昭和58年6月頃に払い出されたものであると推認できることから、請求期間①同様、請求期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査並びに国民年金手帳記号番号払出(管理)簿により、請求期間②について、C市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者がC市において国民年金の加入手続を行ったとする国民年金手帳記号番号が、請求者に払い出された形跡は見当たらない。

- 3 請求期間③について、請求者は昭和57年10月にE市F地区からG市に転居した際に、妻の国民年金手帳の住所変更を行った際、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を

行ったとしている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和 58 年 6 月頃に払い出されたものと推認され、当該払出時点で請求期間③の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、請求者は、過年度納付については記憶にないと陳述している。

また、請求者に係る G 市の国民年金被保険者名簿には、検認記録欄及び通知書発行済欄に「58 年より納付」の記載がある上、請求者と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出され、請求者と同様に「58 年より納付」の記載があり、国民年金保険料を過年度納付できる複数の者について調査したところ、その全員が昭和 58 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、請求者は、昭和 58 年 3 月 9 日に厚生年金第四種被保険者資格を取得している（のちに取得取消）ことが確認できる。

- 4 そのほか、請求期間①、②及び③について、請求者が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700449号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800007号

第1 結論

昭和60年4月から昭和63年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年4月から昭和63年8月まで

自分では国民年金の加入手続を行った覚えはないが、A市B区に引っ越してすぐの昭和60年4月頃、A市の職員とみられる女性が私の帰宅を待っていて、国民年金に加入するかどうか聞かずに、強制的に国民年金保険料を徴収された。年金手帳は受け取っていないが、その時に、私が国民年金に加入したことになったのだと思う。それ以後、同じ女性が毎月集金に来て国民年金保険料を毎月1万5,000円位納付していたが、留守が多かったので納期限が過ぎたものは納付書を渡され、自分で区役所に行ってまとめて納付していた。当時、安い給料の中からまじめに国民年金保険料を納付していたのに、保険料の納付記録がないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自分では国民年金の加入手続を行った覚えはないが、A市B区に引っ越してすぐの昭和60年4月頃、A市の職員とみられる女性が請求者の帰宅を待っていて、強制的に国民年金保険料を徴収されたので、その時に、請求者が国民年金に加入したことになったのだと思うと陳述している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号が新規に付番される払出事務が行われていたが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに請求者の住民票がA市B区にあった昭和60年4月から昭和63年9月までの期間について、同市同区において払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿により全件調査したものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていないと考えられ、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じず、制度上、請求期間の

保険料を納付することはできない。

また、請求期間当時、A市では国民年金協力員が個別訪問し国民年金保険料の集金を行っていたが、A市は、「国民年金協力員が個別訪問するのは、保険料の徴収業務のためであり、原則として国民年金協力員が国民年金の加入手続を行うことはない。国民年金協力員は、事前に区役所の年金係から、集金対象者の当月分領収書を預かり、訪問徴収を行っており、国民年金の未加入者からは保険料を徴収していない。加入手続の翌々月から集金が開始された。」旨を回答しており、請求者の主張は、当時の国民年金の取扱いとは一致していない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料（年金手帳等）及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。